(3)　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道南側案、路線延長最短案(申請案)及び現道北側案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、移転対象家屋数は他案と同数であり、取得必要面積は最も少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長は最も短く、土工量は中位であるが、土工バランスが最も良く施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、自然災害による通行止めが行われているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、宮古市長を会長とする宮古市道路整備促進協議会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県宮古市役所

○海上保安庁告示第十一号

航路標識法（昭和二十四年法律第六条の規定に基づき、与島東船舶通航信号所に関する告示等を廃止する等の告示を次のように定め、平成二十九年三月三十日から施行する。

平成二十九年三月十日

海上保安庁長官　中島　敏

与島東船舶通航信号所に関する告示等を廃止する等の告示

（与島東船舶通航信号所に関する告示等の廃止）

第一条　次に掲げる告示は、廃止する。

一　与島東船舶通航信号所に関する告示（昭和六十二年海上保安庁告示第六十五号）

二　与島西船舶通航信号所に関する告示（昭和六十二年海上保安庁告示第六十六号）

三　西ノ埼船舶通航信号所に関する告示（昭和六十二年海上保安庁告示第六十七号）

（那覇港船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第二条　那覇港船舶通航信号所に関する告示（平成二十一年海上保安庁告示第百七十六号）の一部を次のように改正する。

位置の項を次のように改める。

位置	
所在地	沖縄県那覇市（港町）
東北緯	二六―一四―四六
経	一二七―四〇―二二

国会事項

衆　議　院

議案提出

三月八日委員長から提出した議案は次のとおりである。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

質問書提出

三月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

地方公務員法の欠格条項に関する再質問主意書（中根康浩提出）

精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する質問主意書（中根康浩提出）

議事日程

三月九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

平成二十九年三月九日（木曜日）

午後一時開議

第一　特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

参　議　院

議事日程　第七号

平成二十九年三月八日（水曜日）

午前十時　本会議

第一　北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案（山本順三君外十名発議）（委員会審査省略要求）

議案提出

三月八日議員から次の議案が提出された。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案（山本順三外十名発議）

要求書提出

三月八日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案（山本順三外十名発議）

議案付託

三月八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第六八号）　財政金融委員会に付託

決議送付

三月八日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議

質問主意書転送

三月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する再質問主意書（山本太郎提出）（第四六号）

サイバーセキュリティーに関する質問主意書（藤末健三提出）（第四七号）

人事異動

法　務　省

○定年退官

札幌検察庁副検事岡本静児は、検察庁法第二十二条の規定により三月八日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

厚生労働省防災業務計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、厚生労働省防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成29年３月10日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省防災業務計画の修正について

一　修正の目的　　平成28年熊本地震の教訓等を踏まえ、厚生労働省内の体制の強化を図ることを目的に所要の修正を行った。

二　修正年月日　　平成29年２月28日（同日施行）

三　修正の要旨　　連絡体制の整備に関する事項、災害発生に備えた職員の配置に関する事項等について変更を行う等、所要の規定を整備する。